

【基礎点数】

保育の必要な事由					基礎点数		
					父	母	
①就労	法人 雇用 者	就 労 時 間	月160時間以上	週40時間以上	20	20	
			月120時間以上160時間未満	週30時間以上	18	18	
			月90時間以上120時間未満	週22.5時間以上	16	16	
			月60時間以上90時間未満	週15時間以上	14	14	
	業務委託 者（主 業専従 者）	就 労 時 間	月160時間以上	週40時間以上	20	20	
			月120時間以上160時間未満	週30時間以上	18	18	
			月90時間以上120時間未満	週22.5時間以上	16	16	
			月60時間以上90時間未満	週15時間以上	14	14	
		添 付 書 類	【事業主・業務委託】添付書類として確定申告書の写し以外（開業届その他の公的書類）を提出する場合 ※開業後間もない場合等、やむを得ない場合を除く		-1	-1	
			【専従者】添付書類として確定申告書の写し以外（事業専従者給与に関する届出等）を提出する場合 ※事業専従者の届出直後等、やむを得ない場合を除く				
	（事業 専従者 以外）	就 労 時 間	月160時間以上	週40時間以上	16	16	
			月120時間以上160時間未満	週30時間以上	14	14	
			月90時間以上120時間未満	週22.5時間以上	12	12	
			月60時間以上90時間未満	週15時間以上	10	10	
		添 付 書 類	添付書類として「青色申告決算書」「（白色申告）収支内訳書」等の給与支払実績がわかる公的書類以外を提出する場合		-2	-2	
			申込時点で添付書類を提出できない場合。ただし、入所後に提出が必要。今後、就労予定の場合、共通調整の就労予定の減点（-2点）は行わない。		-4	-4	
	内職者	添付書類がある場合				10	10
		添付書類がない場合。ただし、入所後に提出が必要。就労予定の場合、共通調整の就労予定の減点（-2点）は行わない。				7	7
	共通調整	就労予定（内定状態・派遣先未定・勤務時間増予定）				-2	-2

【指数調整】

区 分			調整点
世帯の状況	1	ひとり親家庭（離婚・未婚・死別・行方不明・拘禁・離婚調停中の別居）又は両親不存在 ※離婚協議中は除く	5
	2	生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）	2
	3	保護者が、保育士・幼稚園教諭・保育教諭など保育・幼児教育に従事（就労事由に限る）※保護者2名が保育士の場合も3点	3
	4	申請時、北名古屋市内に住民登録がなく、今後北名古屋市内に住所を置く確認書類が未提出の場合	-5
保育の手段		在園児が転園を希望する場合（直近の現況調査において保育を必要とする事由について確認できていない場合には加点点なし）	
	5	求職活動事由以外の申込をする場合であり、既に保育の必要な事由（求職活動を除く）がある状態で、新規申込児童を有償（幼児教育・保育無償化、多子軽減等での無償を含む）で、施設又は親族以外の者に直近3か月以上かつ月60時間以上預けていて、入所直前まで継続して預ける見込みがある場合 育休・産休明けの復職で新規申込する場合（申込時は自宅保育）	2
きょうだいの状況	6	3歳以上児が幼児のきょうだいと同一の保育施設の利用を希望する場合（0～2歳児の多胎児同時入所を含む） ※きょうだいが認定こども園の1号認定で利用中又は利用申込中の場合を含む（施設の証明がある場合のみ）	3
	7	上記以外できょうだいが同一の保育施設の利用を希望する場合 ※きょうだいが認定こども園の1号認定で利用中又は利用申込中の場合を含む（施設の証明がある場合のみ）	1
	8	申込児童は、18歳未満の児童を3人以上養育している家庭の3人目以降児である	1
小学校区	9	3歳以上児が小学校区の園を希望する場合	2
地域型保育	10	市内地域型保育事業所を利用する児童（2歳児）が3歳児に上がる際に転園を希望する場合（直近の現況調査において保育を必要とする事由について確認できていない場合には加点点なし）	5
保育料等滞納	11	保育料・給食費・延長保育料等を滞納し、計画納付をしていない場合（きょうだい分含む）	-10
内定辞退	12	同一年度に内定を辞退している場合	-3

【優先順位】 合計点数が同点の場合、以下の順に優先します。

1	きょうだいと同一施設への利用が見込める場合
2	当該施設の希望順位が高い場合
3	基礎点数が高い場合
4	小学校区の園を希望する場合（0～2歳児の場合のみ）

保育の必要な事由				基礎点数	
				父	母
②妊娠・出産		産前6週（多胎児の場合産前14週）・産後8週の期間			14
③保護者の 疾病・ 傷害	疾 病	入院	入院	20	20
		通院	月1回以上の通院により治療を受けている（通院実績）	16	16
			上記以外の自宅療養	12	12
	障 害	身障手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級、要介護5・4	20	20	
		身障手帳3・4級、療育手帳B、精神保健福祉手帳2級、要介護3	18	18	
		身障手帳5・6級、療育手帳C、精神保健福祉手帳3級、要介護2・1	16	16	
	④親族の 介護・看護	入院付添		18	18
		身障手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級、要介護5・4		16	16
心身障害児(者)の通院、通学等に当たっている		14	14		
上記以外の介護・看護に当たっている		12	12		
⑤災害復旧		震災・風水害・火災等の復旧に当たっている		20	20
⑥求職活動		求職、起業準備活動を行う場合		4	4
⑦就学	時 間	月90時間以上	12	12	
		月60時間以上90時間未満	10	10	
	調 整	通信制度を利用した就学である	-2	-2	
		就学予定（内定者）	-2	-2	
⑧育児休業		3歳以上児の弟・妹の育児休業を取得している		10	10
⑨虐待・DV・その他		虐待・DVの他、児童福祉の観点から特に保育が必要である場合		☆	☆
ひとり親家庭		離婚・未婚・死別・行方不明・拘禁・離婚調停中（協議中）の別居		20	20

※就労時間には、残業時間を含まず休憩時間を含みます。
☆の点数は、当該児童・世帯の状況に応じ別途判断します。

基礎点数			+	調整点	=	合計点
父	母	計				